



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月1日金曜日 第632号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則……………（業務衛生課）… 593

告 示

- 要措置区域の指定……………（環境・ゼロカーボン推進課）… 594
- 形質変更時要届出区域の指定……………（ ）… 594
- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 594
- 施術機関の指定……………（ ）… 594
- 指定医療機関の変更……………（ ）… 594
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ）… 594
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定……………（ ）… 595
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出……………（ ）… 595
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）……………（農地整備課）… 595
- 道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）……………（東予地方局管理課）… 596
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 596
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 596
- 指定道路の指定……………（ ）… 597
- 道路の区域変更（一般国道378号外）……………（南予地方局西予土木事務所）… 597
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 597

公 告

- 医療情報システムの借入れ……………（障がい福祉課）… 597

正 誤

- 令和7年7月11日付け第626号愛媛県告示第680号（土地改良区役員の就退任の届出）中……………（南予地方局農村整備課）… 598

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第32号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届 麻薬年間受払届 （ 年） 省略 麻薬業務所の 所在地及び名称 省略	様式第4号（第2条関係） 麻薬年間受払届 年麻薬年間受払届 省略 麻薬業務所所在地 及 び 名 称 省略

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・川之江地区）
計画書の写し

2 縦覧期間
令和7年8月4日から9月1日まで

3 縦覧場所
四国中央市役所川之江庁舎及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市北条地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・北条地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年8月4日から9月1日まで

3 縦覧場所
西条市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市壬生川、大新田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・壬生川地区）計画書の写し

2 縦覧期間
令和7年8月4日から9月1日まで

3 縦覧場所
西条市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市星越町乙1871番2から 同市星越町乙1873番9まで	旧	メートル 5.0～ 5.9	キロメートル 0.029	
		新居浜市星越町乙1871番2から 同市星越町乙1873番9まで	新	6.4～ 8.0	0.029	

○愛媛県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市星越町乙1871番2から 同市星越町乙1873番9まで	令和7年8月1日

○愛媛県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年8月1日

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7 中局建（開）第18号 令和7年7月23日	東温市北方字上砂甲2648番11	松山市北梅本町165番地5 北梅本宿舍1号～301号 玉 井 慎 太 郎